

〔花城清文議員 登壇〕

○8番 花城清文君 では、質問をいたします。本町の基本条例で議会は議論の場であると規定されています。ただし、今回の子ども・子育て支援制度、教育委員会であるとかあるいはまた保育所の問題だとか大きく変わります。特に教育委員会の教育行政について委員長に教育委員会の方針を聞いたかったのです。けれども、お出でにならないということですので、委員長に代わって教育長に質問をします。

それでは、子ども・子育て支援制度がいよいよ来月からスタートします。先駆けて取り組むことを評価しますが、性急過ぎて職員体制や園舎の整備等が問題になります。町民の大事なお子さんを保育をする、教育をすることですので、全ての環境整備が非常に大事だと思っています。そこで、私の意見を申し上げながら質問します。1点目です。保育所での待機児童はどのように対処するか。2点目です。子ども・子育て支援制度の実施で幼稚園がどのように変わるか。また、就園率に対してどう思うか。3点目です。幼稚園は、教育をすれば3歳児から利用できます。その点はどうでしょうか。4点目です。幼稚園は文部省が定めた教育要領に基づき教育するところであり、幼稚園での勤務は資格が必要だと思いますがどうでしょうか。5点目です。4月から土曜預かり保育が始まります。勤務体制のシフトが変わるようですが、どういうふうになるのか。また、それに対して職員はどのようなふうになっているのかお答えください。

2点目です。文化センター内に観光バスの専用の駐車場の整備、映画館の増設について伺います。県外からの観光客を誘致することと、それから子供たちの平和学習を進めるにおいて質問します。(1)旧陸軍病院壕と文化センターを結ぶ、あれは20号壕ですか、それと結んだ遊歩道を整備して観光客を誘致してはどうか。それからもう1つは、文化センターで戦争映画のフィルム、DVD等を収集し子供たちの平和学習ができる映画館を増設してはどうでしょうか質問します。

3点目です。新川の下水道整備について伺います。新川市街化区域で集合住宅の建設が盛んに進められています。浄化槽を整備してからは下水道の接続はなかなか厳しいだろうと思います。そこで伺います。平成27年度に地主の同意を得ると言うが、その計画を明らかにしてください。行政懇談会がありましたね。行政懇談会の時に皆さんが答弁された2点。平成28年度に測量と設計、平成29年度に工事をするというが、事業計画はできているのかどうかお答えください。

4点目です。新川166番地から那覇バイパスの間の町道整備について伺います。新川の本部落から県道241号線へ出るのに県道が渋滞でなかなか合流することができません。酷いときには中央育成園のところまで車が並ぶときがあります。信号が青になっても前に進まないときがあります。集落内から県道に出て、那覇市であるとかいろんなどころに出るときに非常に不便です。伊佐商店がありますね。これから整備される南風原バイパスの間、100メートルぐらいですか。拡張工事が必要かと思っています。(1)県道の渋滞で旧伊

佐商店横から南風原バイパスの間、町道を整備して欲しいがどうでしょうか。

5点目です。大名はなぞの保育所前の町道3号線へ信号機の設置について伺います。宮城から開邦幼稚園がありますが、そこから町道3号線に出るときに、町道の真ん中まで出てこないで西原町から来る車が見えません。非常に危険です。開邦幼稚園の委員会に行ってその帰りでしたが、一度怖い思いをしたことがありますので質問します。宮城の開邦幼稚園から大名はなぞの保育所前の町道3号線に信号機の設置が必要だと思うが、県公安委員会においてはどうでしょうか質問します。以上、5点を質問し、あとは再質問します。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、質問事項の1点目、子ども・子育て支援新制度の実施について問う(1)についてお答えします。来月4月1日から始まる子ども・子育て支援新制度では、待機児童を解消するために向こう5年間の事業計画を策定いたします。そのなかで保育所の改築・分園、認可外保育園の認可化、小規模保育等を計画的に実施し、待機児童を解消いたします。

質問事項の2点目、文化センターに観光バス専用の駐車場整備と映画館の増設を(1)についてお答えします。文化センターから旧陸軍病院壕方向へ結ぶ遊歩道については、飯上げの道の一部を含め平成21年度に整備をして供用しております。バス専用駐車場についても文化センター前に4台、店舗棟前に2台分が整備済となっております。

質問事項3点目、新川の下水道工事を問う(1)についてです。この件は、(2)と関連しますので一括して答弁いたします。新川地内における下水道整備をする際には、まず道路にある個人所有の土地について町に譲渡してもらい管理移管する必要があります。それで道路敷地内の関係地権者の説明会を5月ごろに開催予定をしております。そして、説明会最後は、個別訪問等により譲渡、所管の手続きと下水管布設の施工同意を得る取組を行います。なお、平成27年度に同意をいただけた路線から工事等に必要な測量及び設計を平成28年度に実施していきたいと考えています。また、工事については、下流側の第一交通バスターミナル側から平成29年度より整備を進める計画となっております。

質問事項4点目、新川166番地横から南風原バイパス間の町道21号線整備を(1)についてです。南部国道事務所の計画において、新川交差点部は公安委員会等関係機関との協議が現時点では整っていないということから、詳細については確認されておられません。今後の計画の進捗を踏まえ、町道整備の必要性を検討してまいりたいと思います。

5点目の大名のはなぞの保育園前町道3号線に信号機設置を(1)についてです。その件については、与那原警察署に確認をしたところ、信号機の設置については県内で優先度の高い所から順次設置をしており、ご質問の現地については優先度が低いとの見解でありました。しかしながら、当該箇所はカーブミラーが設置されているものの周囲に保育園やコンビニ等もあり、横断者も多いことから引き続き関係機関へ要請をしてまいりたいと思

います。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 質問事項1番の(2)子ども・子育て支援新制度の実施で幼稚園はどのように変わるか、また、就園率についてどう思うかのご質問にお答えいたします。幼稚園につきましては、平成27年度より土曜日の預かり保育を実施いたします。預かり保育の期間を4月4日から翌年の3月31日までの期間に変更し、通常保育の入園式を4月3日に変更します。就園率については、70パーセント前後になるのではないかと考えております。

(3)の教育を希望すれば3歳児から幼稚園を利用できる、幼稚園の受け入れはどうなるかのご質問でございますが、町立幼稚園での3歳児保育については、そのニーズ調査や職員体制等について検討してまいりたいと考えております。

質問事項(4)です。幼稚園での勤務は資格が必要だと思うがどうかというご質問ですが、町立幼稚園の教諭は、有資格者を配置しております。

(5)でございます。勤務体制と職員の採用についてのご質問でございますが、勤務体制は預かり保育1クラスに職員、それから臨時職員を午前、午後に1人配置する体制になります。職員採用は、平成27年度に2名を採用します。平成28年度以降も年次的に職員採用を予定してまいりたいと考えております。

質問事項2の(2)でございます。文化センターでの戦争フィルムに関するご質問でございますが、現在、文化センター内には映写室があり、沖縄線をはじめ太平洋戦争関連のDVDやビデオなど約160本を収蔵して平和学習等への利用を進めております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 教育委員長に聞いたかったのですが、教育委員会の方針について少し聞きます。土曜預かり保育が4月から実施されます。委員会でそれを決めたのはいつでしたでしょうか。いつ決定したと言うのかな。それを教えてください。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 お答えいたします。まず、土曜預かりにつきましてはのただいまのご質問について、事前の通告がございませんでしたので正確な日付は会議録をめくらなければ分かりませんが、規則改正がございましたので2月の定例教育委員会だったと記憶しております。必要でしたら休憩を取って確認してまいります。以上です。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 一応は、委員会を開いて議論をして審議をして決定されたのですね。それは間違いないか教えてください。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 はい。2 月の定例教育委員会だったと記憶しております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 平成28年度から本町は2カ年保育をやります。そのために園舎の増設もあります。その2カ年保育をやる根拠と言うのかな、それを委員会で決めたのか教えてください。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 平成28年度から4歳児保育を実施する旨の話し合いをしましたのは、12月の定例教育委員会の意見交換会だったと思います。と申しますのは、定例教育委員会で平成28年度から4歳児保育を実施するという規則改正等々がまだでございました。必要性がございませんでしたから規則改正は議案としては提案してなくて、定例教育委員会の後半のなかで、教育委員がそれぞれの喫緊の課題についてお互い自由に意見を交換する時間がございますがそのなかで平成28年度から4歳児保育を実施したいということで意見交換をしまして、前教育委員が情報を共有し、意思を確認したところでございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 先も申し上げましたが、そのなかで3歳児の幼稚園受け入れがあります。それはこれからニーズを調べて事業計画と言うのか実施計画を組んでやると先の答弁であったのですが、他のものはそういう事業実施計画を組まないでどんどん園舎の増築を進めました。その3歳児保育、確かに5年間は計画年でその間に事業実施計画を作りなさいと、それは確かに今の制度のなかであります。けれども、どんどん進めていますが、3歳児をなぜ抜かしたのか、やらないのか。教育を希望する親は、幼稚園を利用することができるわけでしょう。教育委員会は拒否できないですね。私のところでは受け入れることはできません、やりません、それは言えないはずで。そういう条件のなかで今回の子

ども・子育て支援制度をやるのですから、来年から4歳、5歳児をやりますから、親から3歳児をやってくださいときたらそれはどうしますか、教えてください。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 答えいたします。3歳児保育に関しましては、定例教育委員会のなかではそういった具体的な話し合いはしておりません。あくまでも私たち教育委員会の事務局のなかで今後、民生部と協力しながら3歳児の対応についても考えなくてはいけないでしょうということで、できうるのであれば一括交付金等々を利用してニーズ調査をする必要があるのではないかという事務局レベルの話し合いでございます。今回の答弁書にもそういった旨でニーズ調査とか職員体制についても調査してまいりますというような内容でございます。実施計画策定云々ということではございません。それを前提にしまして、本町では幼稚園におきましての3歳児保育はこれからでございますので、そのつもりでわれわれもまた調査をしていきたいと考えております。この今回の新制度への移行にあたりまして、これまで義務ではなかった幼稚園教育、3歳児も義務になるのかというようなことになると、そうではないという認識でございます。これは国に各市町村が疑義照会をした回答のなかで出ておりまして、読み上げますと、新制度に移行することに伴い、3歳児保育を実施する義務が生じるものではありませんというように明記されております。そういったことで確かに学校教育法のなかでは幼稚園に3歳から5歳までは入園できますよと定義されておりますけれども、これら全て義務として受け入れるということではございません。各市町村の能力に応じて、保護者の希望があればそれを受け入れてもいいですよということです。しかし、そうでないのであれば、その地方自治体の全ての資源を活用してその保護者の要望に応えなさいというのが今回の新制度移行の趣旨でございます。われわれとしましても、もし幼稚園での3歳児保育を希望する保護者がいらっしゃいましたら、町としては現段階では5歳児しか受け入れできません。平成28年度からは4歳からできるかも知れません。ですけれども、現段階では3歳児は受け入れられませんから、どこそこの私立幼稚園がございませうかがいかかと、そういったふうなかたちとなります。あるいはまた、それが無理でしたら、一定の時間を置きまして認定こども園を開設したり、あるいはまた町で3歳児保育ができるように物理的な部分を整理しましょうとか、そういった対応をなささいというようになると、それが今回の新制度だと教育委員会としては認識しております。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 皆さんからもらったパンフレットのなかに、認定として1号、2号、3号があります。その1号のなかに、3歳以上、幼稚園教育を希望される場合、受け入れ

ません。これはなにも義務ではないのですか。やらないでもいいわけですか。では、この法律、条件は何ですか。それを確認したいです。今度の支援制度のなかには、こういう条件があるのに、それとは違うという解釈だったら、国が違うということであつたら、それをあとで聞かせてください。どうでしょうか。私はこれが疑問だと思っていました。違うのであつたら、それを答えてください。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 答えいたします。ただいま議員が示されたパンフレットに関しましては、確かにそのようになっていると思います。これはあくまでも全日本的、オールジャパンでカバーしているものでございまして、施設的に整備できているところはそういった認定もしていいですよというような、われわれはそのような指導を受けておりまして、そうでなければ先ほど照会しました疑義照会の回答がくるわけがないのですね。そういうことで、学校教育法で言われておりますように、先ほども答弁しましたが、幼稚園に入園できる者、3歳児から5歳児までは入園できますよというようなこと、これは以前からそのように明記されているわけでございます。それにもかかわらず、歴代の先輩方は皆、5歳児だと、南風原町の幼稚園の対照児童は5歳児だというように幼稚園管理規則で明記しているのですね。ということは、3歳児までは義務ではないですよというようなことなのです。そういうことで、われわれとしては、現段階ではたとえ新制度に移行しようが3歳児までは義務ではないという認識でございます。ただし、先ほども言いましたように、このパンフレットにもありますように、保護者が3歳児でもどうしても幼稚園で教育させたいという希望であれば、民間あるいはまた認定こども園、いろんな資源を活用して応えてくださいよというのが今回のこの新制度の趣旨だと認識しております。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では、4歳児、5歳児も義務ではないのですか。これが方針として掲げているだけの話ですか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 先ほどのご質問にお答えいたします。幼稚園教育に関しましては、学校教育法で言う義務教育という認識ではございません。ただし、やはり幼児教育というのは非常に重要な分野でございまして、幼児教育によって義務教育以降の幼児の発達に随分と影響がございしますので、そのへんの幼児教育の重要性に鑑み、町としては幼稚園教育に取り組んでいると、それはあくまでも5歳児からしか取り組んでいないですよというよ

うなことでございます。学校教育法で言う、義務教育だから取り組んでいるということではないということでございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 確かに幼稚園は義務教育ではない、親の希望です。今言ったように、来年は 4 歳から実施しますから、これも義務ではないということですよ。3 歳児が義務でなかったら、4 歳児もやるならやってくださいという程度のものでしょう。では、先ほどの答弁はそれで受け止めておきます。

それからもう 1 つ、教育長には耳が痛いでしょうが、土曜預かり保育の私の質問に対して園長には土曜日も出勤させると、これは教育委員会の方針ですという答弁がありました。4 月からはその方針どおり園長も出勤させますか、どうですか。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 ただいまの質問にお答えいたします。園長については、土曜日の出勤はシフトには組んでおりませんので、職員と預かりを担当する臨時職員で対応していくということでシフトを組んでおります。以上です。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 12 月に私は、園長はどうしますかということでこの質問をしました。教育長は、5 名の委員で決めたことです、教育委員会の方針ですから土曜日でも園長は土曜日でも出勤しますと答弁がありました。教育長自身の責任ですから、それはどう思いますか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 もちろん園長先生方の協力も得なければいけないというような認識がございますので、現在でもそうでございますけれども、やはり園長先生たちの出勤もあり得るというような想定で 12 月まではおりました。けれども、担当課長がしっかりとシフトを組むことになった場合に、現段階の臨時職員あるいは本務職員の対応でシフトが十分組めるというようなことが分かったので、結論としまして、そういうことでしたら敢えて園長まで出勤ということではないのかなというようなことになったものです。でもやはり緊急時、いろんな緊急連絡体制のなかには園長も含まれておりますので、そのあたりは今後も運用していきたいというようなことでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 教育委員会5名の方針だということで答弁していますよ。教育委員会で決まったものを否定するには、何の手続きが必要ですか。土曜シフトに園長はない。どういう手続きを踏まえてこういうことになったのですか。あなたが12月に答弁したもので、しっかりと教育委員5名の方針ですとあります。出勤するのは当たり前です、方針ですと。それに対して私は、去年の12月17日に教育長と町長宛に私の所見を申し上げました。園長は嘱託契約だから上から目線で出勤させるとしたら、やる人は誰もいなくなるよと、園長の土曜日出勤は考えるべきではないのかということで12月議会定例会が終わってその翌日、皆さんに私の所見をあげました。ただ、答弁がそういう答弁でしたので、やはり答弁に対する責任はきちんと、しかも教育長ですから、責任ある教育長ですから、その場限りの答弁ではよくないと思います。私は教育長の答弁に対して、本当にさせるのか、やるべきではないということで私の所見を文書で皆さんにあげました。それを覚えていますか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 お答えいたします。12月、確かに文書をいただきました。これもわれわれ事務局は参考にしております。そのなかでやはり先ほど答弁しましたように、園長先生の勤務時間、あるいはそういったものは正式に定例教育委員会の議案第何号とかそういった議案にしたことはまだございません。と言いますのは、規則改正等といったものを議案にしているものですから、ただし、先ほども申し上げましたようにその月、その月の定例会の後半はその時の喫緊の課題につきまして5名の教育委員でいろいろと意見交換をしております。そのなかでやはり私の意見も申し上げましたし、各委員の皆さんの意見も聞きまして、情報を共有しながらその意思も確認をして、その時点では職員の体制が無理な場合はどうしても園長先生方にも出ていただかなければいけないというような話もしております。その後、いろいろと町長部局とも調整をするなかで臨時職員の予算が査定を通ったり、あるいはまた職員の本務採用があるとかそういった諸々の条件が変わることによって、担当課ではシフトが十分いけるというようなことになったものですから、議員ご指摘のように嘱託でございますので敢えて園長まで毎週土曜日出すということではなくてもいいのではないかとということになったわけでございます。12月にこう決めたから実際臨時時がついても、職員体制の目途がついてもどうしても園長先生出てくれというようなことではなくて、やはりそのへんは教育委員会のなかでも話し合いをした上でございますので状況に応じて園長先生方をそのシフトから外したということでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 私は12月のあなたの答弁も委員会の審議を得て教育委員会の方針だということで私に答弁していますから、その方針がころころ変わるようでは、12月にそのように決定して方針が決まったならば、ではそれを覆すなら当然、委員会を開いて議題として上げて、こういうふうにやったが見直しをしましょうという手続きだとか、私に対する答弁が違うのだったらきちんと説明すべきではないですか。どうでしょう。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後4時17分）

再開（午後4時17分）

○議長 宮城清政君 再開します。教育長。

○教育長 赤嶺正之君 お答えいたします。12月の答弁で園長先生方の出勤に関しましては委員会の方針だと答弁したとのご指摘でございます。私としては、そういった内容、そういった意味での答弁をしたつもりではございませんけれども、ただ、先ほども再三申し上げましたとおり教育委員会のなかで意見交換をする時間がございますのでそのなかでいろいろ話し合いをして、お互いの意思も確認しながら、情報も共有して、ではこういったかたちでいきましょうというような話し合いの後での議会答弁でありました。教育委員会としてはそういう考え方ですよというような趣旨での答弁だったと記憶しております。ただ、議員が今ご指摘のとおり、現段階では園長先生は出勤しなくても大丈夫だというシフトでございますので、それはそれでまた担当課が努力をしまして、予算を付けたり条件が変わったということで園長先生方出勤のシフトではないということでございます。以上です。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 では、12月の答弁は何だったの。あれだけ委員会の方針です、5名の方針ですということで私に答弁した、あの方針は違っていたわけですか。どう思いますか。それを答えてください。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 先ほどと同じ答弁になりますけれども、12月時点での答弁に関しましては、やはり教育委員会のなかでの意見交換という話し合いのなかでお互いの意思を確認して、教育委員会としてはこういきましょうと確認したことを前提に議員への答弁になったというようなことでございます。その後、やはり諸般の事情がございます。予算が

付いたり、臨時職員の予算が付いたり、その状況でシフトが組めるというようなことが担当課からございましたので、ではそのままいきましょうと、シフトが組めるのであったら無理して嘱託員である園長先生方を勤務させる必要はないのではないかと、担当課が組んだシフトでいきましょうかということになったということでございます。以上です。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 私は、その場逃れの答弁ではなくて、しっかり責任を持った答弁をぜひやって欲しい。園長の土曜出勤については、私もやるべきではないと思っています。園長先生の土曜出勤はないということですから、私もそうすべきだと思います。それについて何も皆さんと喧嘩するものではありません。皆さんが園長の土曜出勤なしということだったら、そうすべきだと私は思いますから、敢えてそこの議論はしません。ただ、答弁については、今後もきちんと責任を持った答弁をやって欲しい。答弁がころころ変わるようだったら、方針がころころ変わるようだったらよくないので、そこはしっかりと踏まえてやって欲しいことを申し上げておきます。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 4 時 21 分）

再開（午後 4 時 24 分）

○議長 宮城清政君 再開します。教育長。

○教育長 赤嶺正之君 お答えいたします。先ほどの答弁で説明が不十分な点がございましたので、補足して答弁いたします。園長先生の出勤に関しましては、通常のシフト制の勤務につきまして延長先生を入れてございませんけれども、先ほどの答弁にもございますいた緊急事態のとき、あるいは園の行事、卒園式、終了式等々もあるわけでございます。土曜日でも出勤する可能性はあると、園長先生方は従来の通常保育の段階から理解をいただいているということでございます。行事の出勤、あるいはまた緊急通報時の出勤等があるということをご理解をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 親切に答えてもらいました。私が土曜出勤なしですねと申し上げたのは、土曜日の預かり保育が 4 月から始まるから、前回 12 月の質問では出勤させるということであったが、土曜預かり保育ではそれはないですねということです。今、教育長が言ったものに対しては当然ですね。

それともう 1 つは、土曜預かりで職員 18 名採用ですか。各園でやりますから 18 名採用し

ます。他市町村と同じように、まとめてやるとしたら、その半分でできるかも知れません。特に西原町とか南城市の話をしますが、西原町、南城市は園児の希望者がいなくて教室が空いたために 2 カ年保育をしています。本町も教室が空くのが予想できますか。そういったかたちでもし他市町村と同じようにまとめてやるとしたら、職員 18 名も要らないのではないか。この半分でできるかも知れない。それを調査検討したことはありますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 質問にお答えいたします。土曜預かり保育の件でございますが、要するに人数が少ないときにその 4 園あるのを 1 園でやったり 2 園でやったりするような、まとめてやるというような考え方でいいですか。これにつきましては、当初、そういう話もございました。南城市では 1 園がそのようにやっているというようなこともございましたが、しかしながら、通常の保育をやって、土曜日の預かりは他の園でやることになると、それは本来困るだろうと、その幼稚園の園児だという視点でありますので、土曜日は人数が少ないから他の所で集めてやりましょうという視点は、基本的に難しいだろうという判断をいたしました。実質的にどの市町村がそういったかたちで土曜預かり保育をやるというような調査をしてはございませんが、南城市で 1 カ所そういうかたちでやっているというようなことがありましたので、そういう例も話し合いで出ましたが、南風原町としては 4 園同時に預かり保育を行う予定になっております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 費用対効果も検討しての結果かと思いましたが、身近な幼稚園でできればそれは父兄にとってはいいことですが、それは他市町村に比べると金のかけ過ぎかなという気がします。

それからもう 1 つは、4 月から預かり保育をやります、職員が 18 名採用されます。その職員が机を置く場所が幼稚園にはありません。どこにその職員を配置するのか。それと保健室も物置になって、子どもに何かあったときそこで介護するということできません。しかも 4 歳児から 5 歳児を来年からやるわけでしょう。余計に保健室も大きくしなければならぬと思うが、それが今現在ありません。それと同時に、土曜預かり保育をするときのクーラーが各幼稚園に入っていない。そのクーラーはどうするのか。それから事務所に机、椅子を置けないがそれをどうするのか。保健室はどういうふうにするのか。それを答えてください。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 ただいまの質問にお答えします。建物の保健室、職員室等、部屋の面積が少ないということではありますが、議会の現場説明等でもありましたように、確かに先生方からも狭いということがありました。これについては、議員から委員会でも4歳児実施に向けた建設に向けて職員室の増築、またクーラーの設置等検討するようありましたので、これについては平成27年度の4歳児受け入れの建設に向けて検討してまいりたいと思います。職員18名受け入れも、職員室を増築して対応できるようにしてまいりたいと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 課長、しっかりと職員が仕事をしやすい環境を作ってあげなければ、結果、町民の子どもたちに一番影響を及ぼします。こういう事業をやるときには何が必要か、しっかりそれも検討して整備してやらなければ、今のようなかたちで土曜保育をやる、では職員が事務をする机がありません。廊下に置きますか。それはできないですね。一番安全な環境を作ってやるのが幼稚園でしょう。子どもたちに危険がないように。所々に机があったりしたら、子どもたちはあばれますから危険である。そういう安全面もきちんと整理してあげなければならない。その点は課長が答弁されましたので、平成27年度の園舎増築で検討するとのことですから、その予算の調整権は町長にありますから町長はどうですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 今、担当からありました平成27年、平成28年度に向けて園舎の増築というのは当然、1年幼稚園児が増えるということは、当然園舎も増やしていかなければいけない、それも平成28年度に後れを取らないよう予算計上も全部されております。また、先生方が待機する場所等においても補充していこうと、逆算して今、教育委員会と町長部局の予算等においても事業を進めていこうということは連携しておりますので、そのようにご心配なく。また私たちは、これに支障をきたさないように計上してまいりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 私は職員を大事にしなければならないと思う。現場の声をしっかりと聞いて、そして何が課題なのか、それを受けて行政で進めていかなければ、職員は離れてしまう。そこもしっかりと職員の声も聞いて、課題があったらそれを克服するような、予算も組んでもらわなければならないと思います。今、町長に答弁していただきましたの

でしっかりと平成27年度の予算で、補正予算で、事務所の件、クーラーの件、特にクーラーなどは今ある部屋のクーラー容量であると言うから、容量が小さいと逆に電気料がかさむわけでしょうからそういったこともしっかりと踏まえて調査をし、検討し、事業をしっかりとやって欲しい。私は、職員がこの新しくできた事業をしっかりと町民のためにできる環境を作ってあげて、そういう思いで答弁をいただきましたので、ぜひ町長、教育長、それはやって欲しいとお願いしておきます。

最後に、もう1ついきましょう。保育所では3歳児が職員1人当たり15名です。けれども、今の条例規則では、土曜預かり保育所含めて、金曜日までは35名、そして預かり保育は30名。けれども、保育所は15名でその半分。親からすると、保育を必要とする子どもたちには当然それを望みます。そういったところもしっかりと、これから事業計画を作るはずですから、これから幼稚園の園児たちをどうするか、保育所は15名だから当然スタートから違う、しかも土曜日預かりは弁当持参でしょう。保育所とは非常に差がある。荘いった面では保育所と幼稚園教育を、これからの子ども・子育て支援の計画は、しっかりとお互いに調整しながら町の子どもたちの子育て支援、保育待機児童解消をさらにぜひ前向きで取り組んで欲しいと思う。先ほど申しましたが、町が前向きに事業実施していることを私も評価します。ただし、急ぎ過ぎて今言ったような問題も取り残されてくるから、ぜひそういったこともないように、子どもたちに負担がかからないように、迷惑にならないように、そして職員の声もしっかり聞いて、この事業がうまく町民のためにも子育て支援になるようお願いして質問を終わります。ありがとうございました。